

黒潮町公告第33号

「黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年9月5日

黒潮町長 大西 勝也



1. 業務の目的

黒潮町国保拳ノ川診療所（以下「当診療所」という。）では、主に黒潮町佐賀地域の東側のエリアの住民を対象として診療を実施していますが、マイナンバーカードと医療保健証の紐づけや新たな診療方式としてのオンライン診療の検討等の中で、日々の診療記録を電子化することは、今後の他医療機関との情報の連携でも必須となっています。

今回、電子カルテシステムを導入することにより、安定的かつ効率的な診療体制を構築し、患者への医療サービスの向上を図ります。

2. 業務概要

(1) 業務名

黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入業務

(2) 委託期間

- ① 構築 契約締結日から令和8年3月31日まで
- ② 保守 システム本稼働から令和13年3月31日まで
- ③ 利用 システム本稼働から令和13年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「黒潮町国保拳ノ川診療所電子カルテ導入委託業務仕様書」及び「提案内容一覧表」のとおり

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む）

- ① 令和7年度分 6,360,000円（導入・保守・利用）
- ② 令和8年度以降（保守・利用） 年額860,000円

2. 参加資格要件

(1) 単独企業による参加

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- イ 黒潮町建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 19 年訓令第 128 号）第 7 条に規定する入札参加資格の取り消しを受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること
- エ 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- オ 黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 26 年 3 月 19 日規則第 4 号）に基づく入札参加資格の取り消しを受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受け、同委員会から告発若しくは逮捕されていない者又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと
- キ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反する容疑により逮捕されていない者又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと
- ク 直近 2 年度分の国税を滞納していないこと
- ケ 直近 2 年度分の都道府県税を滞納していないこと
- コ 直近 2 年度分の市町村税を滞納していないこと
- サ 直近 2 年度分の社会保険料を滞納していないこと
- シ 本業務の実施について、町の要求に応じて常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体を構成するすべての者が「(1) 単独企業による参加」要件を満たしていること

3. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- (1) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (3) プロポーザルの手続きの過程で、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

4. 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

令和7年9月5日（金）から令和7年9月22日（月）午後3時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ただし、町公式HPからは当該期間内に24時間取得可能

5. お問い合わせ先

黒潮町役場 地域住民課 拳ノ川診療所（担当：吉村、濱中）

〒789-1703 高知県幡多郡黒潮町拳ノ川 31 番地 1

電話番号：0880-55-7111

メールアドレス：10410060@town.kuroshio.lg.jp

（「lg」は「LG」の小文字です）